



質疑應答

田邊繁雄

(問) 道路交通を爲す自動車が誤つて道路附屬物を毀損したる場合に於て道路管理者は之が損害賠償を要求することを得るや

(答) 國は道路の附屬物を構成する物件に對し所有權其の他私權を有し不法行爲に關する民法七百九條の規定は國の權利に對しても適用あるは勿論なるを以て道路を通行する自動車に依る附屬物の毀損が民法七百九條所定の要件を充

△道路行政に關係ある法律、

命令、訓令、通牒等苟くも

道路行政に當る人々の知らざるべからざることは凡て

本欄に於て紹介す

△道路行政に關し生じたる疑問は本欄に於て回答するを

以て會員諸氏は隨意なく質

問あらん事を望む

す場合には道路管理者は毀損者に對し損害賠償の請求を爲すことを得

(問) 路線の認定並區域決定供用開始後、道路の一部變更改築を爲す場合に於て其の區域を決定するに非ざれば道路法第七條の規定を準用すること能はずとすれば其の區域を決定するには必ず道路となるべき土地の權利を取得することを要するや

(答) 道路法第六條に所謂道路とは路線認定、道路敷地の取得、道路の區域決定、供用開始等の諸行爲に依つて成立する完成なる道路を指稱するを以て道路の區域決定なれば本條の適用なきは勿論なりと雖區域決定に依つて直ちに本條の適用を生ずるものに非ざるを以て法理上は道路の區域決定後供用開始前に其の區内に存する土地の權利を取得するも支障なし

(問) 道路工事執行令第八條但書の規定は同條第一號のみに適用せらるへく同條第二號に依り地方長官か納稅額等に制限を設くるも之に對し其の適用なきや構文上より見れば

各號に對し適用せらるゝものとも解せらるゝか如何哉

(答) 規定の建前上但書の規定は第二號にも及ぶと解する

を至當とする

(問) 道路工事執行令第四條に依り三名以上を指名し競争入札執行の結果有效入札一名にして若かも豫定價格に達せざる場合其の一名に對し再入札を執行し差支なきや

(答) 入札は二名以上の入札人を豫想し其の相互間の競争を本旨とするものなるを以て再入札と雖當初より一名を限つて之を執行し得ざること當然なり

發土第九五號

昭和九年十二月二十二日

各府縣知事宛(各通)

内務次官  
農村其他應急土木事業ノ執行ニ關スル件依命通牒

龜ニ國庫補助額配當相成候農村其他應急土木事業ハ貴管下窮乏地方ニ於テ夫々起工セラルヘキ處本事業ハ災害其他ニ原因スル農村現下ノ窮乏ニ對シ焦眉ノ急ニ應スル爲特ニ

連絡ヲ密ニシ事業執行上遺憾ナキヲ期セラル様致度

施行セムトスル緊要ナル施設ナルヲ以テ官民一致克ク其ノ趣旨ヲ體シ相協力シテ所期ノ目的ヲ達成スルコトニ努力ヲ要スル義ニ有之事業ノ配分、工種ノ選擇、工事ノ執行ニ關シ現ニ施行中ニ係ル時局匡救土木事業ノ實績ニ鑑ミ更ニ一層ノ留意ヲ拂ヒ府縣事業ニ付自ラ範ヲ示スト共ニ町村事業ニ對シテハ實地ニ就キ之力指導監督ヲ勵行シ以テ事業起興ノ趣旨ヲ憲ラサルハ勿論苟モ不法不正ノ行爲ノ如キハ之カ根絶ヲ期スルコトニ格段ノ御配慮相成度依命此段及通牒候也

發土第九五號

昭和九年十二月二十二日

土木局長

仙臺、新潟、東京、各土木出張所長宛(各通)

農村其他應急土木事業ノ執行ニ關スル件通牒

標記ノ件ニ付本日別紙ノ通各府縣知事ニ對シ通牒相成候處貴所執行ニ係ル國道改良事業ニ就テモ關係府縣知事トノ